

# 自動車交換契約書(案)

発注者 国立大学法人北海道国立大学機構（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間において、相互に所有する自動車の所有権を移転する目的をもって、次の条項により交換契約を結ぶものとする。

第1条 甲が交換に供する自動車（以下「下取物品」という。）及び乙が供給する自動車（以下「納入物品」という。）は次のとおりとし、別紙仕様書により交換するものとする。

1. 下取物品

日立建機 LX15SL 平成12年式 1台

下取価格 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

2. 納入物品

1台

納入価格 金 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円、消費税非課税対象額 円）

第2条 交換差金額は、金 円とする。

第3条 乙は甲に対し、別紙仕様書に基づき、納入物品の供給をするものとする。

第4条 納入物品は帯広畜産大学本部車庫に納入するものとする。

第5条 納入物品の納入期限は、令和8年1月15日とし、甲は乙の納入完了後、乙に下取物品を引き渡すこととし、その引渡期限は令和8年1月15日とする。

第6条 乙は、納入物品の納品書及び下取物品の受領書を、帯広畜産大学管理課へ提出すべきものとする。

第7条 交換差金は、物品の納入検査後1回に支払うものとする。

第8条 交換差金の請求書は、帯広畜産大学管理課へ提出すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 交換差金は、適正な請求書を受領した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

第11条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人北海道国立大学機構が定める物品供給契約基準によるものとする。

第12条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間

において協議して定めるものとする。

第14条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲・乙は次に記名の上押印し、双方で各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

甲 北海道帯広市稲田町西2線11番地  
国立大学法人北海道国立大学機構  
理事長 長谷山 彰

乙